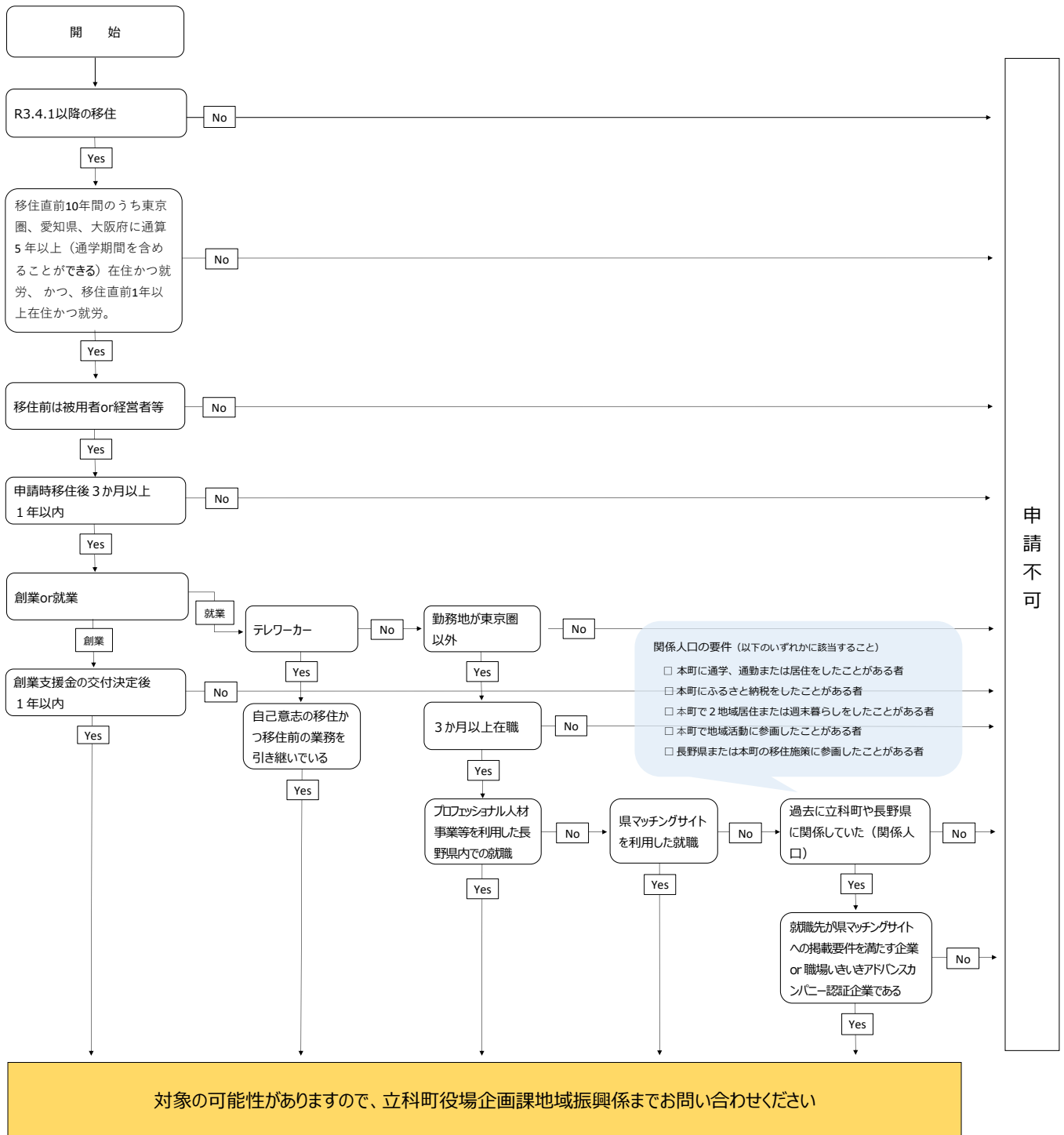


立科町UIターン就業・創業移住支援事業補助金  
申請可否判定フローチャート



【支援金の額】

- 単身の場合 60万円
- 2人以上世帯の場合 100万円（※1）
- 18歳未満の世帯員1人につき 100万円加算（※2）

（※1）2人以上世帯の要件

- 世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと
- 世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること
- 世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3か月以上1年以内であること
- 世帯員のいずれもが、反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと

（※2）子育て世帯加算の要件

- 申請年度の属する4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと
- 当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上世帯の要件」をすべて満たすものであること
- 令和5年4月1日以降に転入された場合のみ100万円加算（令和5年3月31日までに転入された場合は30万円加算）